

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程の一部を改正する規程  
 教育職員免許状授与資格の取得に関する規程（昭和五十年達示第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 総合人間学部の項を

総合人間学 国語コース	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
総合人間学 社会コース	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）
総合人間学 数学コース	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）
総合人間学 理科コース	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
総合人間学 保健体育コース	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
総合人間学 情報コース	高等学校教諭一種免許状（情報）
総合人間学 英語コース	中学校教諭一種免許状（外国語（英語）） 高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））
総合人間学 ドイツ語コース	中学校教諭一種免許状（外国語（ドイツ語）） 高等学校教諭一種免許状（外国語（ドイツ語））
総合人間学 フランス語コース	中学校教諭一種免許状（外国語（フランス語）） 高等学校教諭一種免許状（外国語（フランス語））

に改める。

別表第二 工学研究科の項中

土木工学専攻
土木システム工学専攻
資源工学専攻
環境工学専攻
環境地球工学専攻
建築学専攻
生活空間学専攻

を

社会基盤工学専攻
都市社会工学専攻
都市環境工学専攻
建築学専攻

に、

電子物性工学専攻
電子通信工学専攻
数理工学専攻
情報工学専攻
応用システム科学専攻

を

電子工

学専攻に改める。

別表第二人間・環境学研究科の項を

共生人間学専攻 社会コース	中学校教諭専修免許状（社会）
共生人間学専攻 数学コース	中学校教諭専修免許状（数学）
共生人間学専攻 保健体育コース	高等学校教諭専修免許状（数学） 中学校教諭専修免許状（保健体育）
共生人間学専攻 英語コース	高等学校教諭専修免許状（外国語（英語）） 中学校教諭専修免許状（外国語（英語））
共生文明学専攻 国語コース	高等学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（国語）
共生文明学専攻 社会コース	高等学校教諭専修免許状（社会） 中学校教諭専修免許状（地理歴史、公民）
共生文明学専攻 英語コース	高等学校教諭専修免許状（外国語（英語）） 中学校教諭専修免許状（外国語（英語））
相関環境学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科） 中学校教諭専修免許状（理科）

に改める。

別表第二情報学研究科の項中

高等学校教諭専修免許状（工業）

を

高等学校教諭専修免許状（情報）

に改める。

附則

この規程は、平成十六年七月五日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。ただし、適用日前に入学した者で従前の課程により授与資格を取得しようとする者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。